

生駒市訓令甲第5号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月1日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成2年4月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第5号中「並びに契約の締結」を削り、同条第10号中「（次条第7号及び第10条の2第16号に係るものを除く。）」を削り、「関すること」の次に「（次条第7号、第10条の2第16号及び第19条第1項第9号に係るものを除く。）」を加える。

第10条の2第11号中「100万円」を「200万円」に改め、「並びに契約の締結」を削り、同条第16号中「100万円」を「1,000万円」に改め、同条第17号を削り、同条第18号中「100万円」を「200万円」に改め、「関すること」の次に「（第20条第16号に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第17号とする。

第13条に次の1号を加える。

(5) 市税の滞納処分のうち、差押え及び換価に関すること。

第19条第1項第7号中「100万円以上300万円未満」を「200万円以上500万円未満」に改め、「並びに契約の締結」を削り、同項第9号中「100万円以上300万円未満」を「200万円以上500万円未満」に改め、「関すること」の次に「（次条第17号に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件1

， 0 0 0 万円以上 2 ， 0 0 0 万円未満のものに関する事。

第 1 9 条第 2 項中「第 9 号」を「第 1 0 号」に改める。

第 2 0 条第 1 4 号中「1 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、「並びに契約の締結」を削り、同条第 1 6 号ケ中「1 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同号を同条第 1 7 号とし、同条第 1 5 号の次に次の 1 号を加える。

(16) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1 件 1 ， 0 0 0 万円未満のものに関する事。

第 2 9 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 市税の滞納処分のうち、交付要求、参加差押え及び配当に関する事。

第 5 7 条中「7 0 万円」を「1 5 0 万円」に改める。

第 5 8 条中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。